

【令和元年度 第1回さいたま市空き家等対策協議会】

日 時	令和2年1月27日（月）13時30分～15時30分
場 所	さいたま市役所議会棟2階 第5委員会室
出席者	<p>（委員等）</p> <p>倉橋 透 会長 若林 祥文 副会長</p> <p>在塚 礼子 委員 池田 尚司 委員 伊藤 雅一 委員</p> <p>大澤 栄 委員 小池 東司 委員 戸井田 秀明 委員</p> <p>服部 隼和 委員 林辺 知春 委員 松永 佳夫 委員</p> <p>松本 敏雄 委員 森田 太 委員 山崎 秀雄 委員</p> <p>（事務局）</p> <p>環境局 中野局長</p> <p>環境共生部 長畑部長</p> <p>環境創造政策課 横山課長補佐、中野係長、松本主査、蛭田主事</p>
欠 席	<p>（委 員）</p> <p>井野 大佑 委員、吉廣 慶子 委員、清水 勇人 市長</p>

1. 開会

司会：それでは定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第1回さいたま市空き家等対策協議会を開会いたします。皆様にはご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます、さいたま市環境創造政策課 横山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本協議会ですが、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」第7条に規定されている、空き家等対策計画の作成等について協議するための協議会として、「さいたま市空き家等対策協議会条例」により設置したものでございます。

今後、皆様には、空き家等対策計画に基づく施策の推進や次期計画の検討に対しまして、ご助言、ご提案などを賜ることとなりますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、次第の2、委嘱状の交付を行いたいと思います。

本来ですと、市長から直接委嘱状を交付させていただくところでございますが、本日は公務の都合上欠席させていただいておりますので、さいたま市環境局長の中野からお渡しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

お座りいただいております座席の順にお一人ずつ、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いただき、委嘱状をお受け取りください。

司会：在塚 礼子 様

中野局長：よろしく願いいたします。

司会：池田 尚司 様

中野局長：よろしく願いいたします。

司会：伊藤 雅一 様

中野局長：よろしく願いいたします。

司会：大澤 栄 様

中野局長：よろしく願いいたします。

司会：倉橋 透 様

中野局長：よろしく願いいたします。

司会：小池 東司 様

中野局長：よろしく願いいたします。

司会：戸井田 秀明 様

中野局長：よろしく願いいたします。

司会：服部 隼和 様

中野局長：よろしく願いいたします。

司会：林辺 知春 様

中野局長：よろしく願いいたします。

司会：松永 佳夫 様

中野局長：よろしく願いいたします。

司会：松本 敏雄 様

中野局長：よろしく願いいたします。

司会：山崎 秀雄 様

中野局長：よろしく願いいたします。

司会：若林 祥文 様

中野局長：よろしく願いいたします。

司会：なお、本日都合により欠席されておりますお二方には、後日、委嘱状をお渡しさせていただきます。

本協議会は、以上16名の委員の皆様のほかに、清水勇人さいたま市長が構成員として加わりまして、合計17名により構成いたします。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。

それでは、ここで、環境局長の中野より、委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

中野局長：環境局長の中野でございます。協議会の開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。本日は新年早々、また大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。委員の皆様には本市の空き家対策はもちろんのこと、市政全般にわたりましてご指導、ご理解をいただいていることに対しまして、厚く御礼申し上げます。

この空き家問題につきましては、全国的に人口・世帯数の推移、あるいは産業構造の変化に伴いまして、大きな社会問題となっております。

国の統計調査の結果では、埼玉県の空き家率は全国で一番低い率になっております。さいたま市の空き家率を申し上げますと、9.4%と県下の中でも低い状況となっております。しかしながら本市におきましても、今後10年間は人口が増えていくと予測されていますけれども、その後は人口減少、超高齢社会といったものが控えているところでございますので、空き家の大幅な増加も懸念されるという状況でございます。

空き家の老朽化による危険や防犯上の不安、また、景観の悪化や地域イメージの低下

など、地域住民に対する外部不経済をもたらすことから、将来を見据えた、早々の対応が重要となっております。

本日はその対策といたしまして、平成30年3月に策定いたしました、空き家等対策計画の実績及び実施状況についてご報告させていただきますが、今後新たに取り組んでいくべき施策などを広くご意見等いただければ幸いです。

もう1点、昨年10月に開設しました、空き家のワンストップ相談窓口の状況につきまして、開設後4ヶ月弱で、この取組のPRや周知をする期間ではありますが、現時点での状況についてご報告させていただきます。

空き家の譲渡に対する税制上の特例措置が設けられたことによりまして、平成30年度の実績で、3,000万円の特別控除を受けて売却する件数が123件となっております。本市の生活環境の良さから不動産物件として流通している状況はありますけれども、今後どのような視点で空き家対策に取り組んでいくことが必要なのか等について、ご意見等をいただければと考えております。

このワンストップ相談窓口、公民連携で取り組む制度でございますが、こういった役割分担で、どのような視点で取り組んでいくことが望ましいのかについてもご意見をいただければと思っております。

はなはだ簡単ではございますが、協議会開催にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会：すいません、森田委員が到着されたので先に委嘱状をお渡しさせていただきます。

森田 太 様

中野局長：よろしくお願いいたします。

司会：続きまして、本日出席しております、さいたま市職員をご紹介します。

環境局環境共生部長の長畑でございます。

長畑部長：長畑と申します。よろしくお願いいたします。

司会：環境政策係長の中野でございます。

中野係長：中野でございます。よろしくお願いいたします。

司会：環境政策係 主査の松本でございます。

松本主査：松本でございます。よろしくお願いいたします。

司会：同じく、主事の蛭田でございます。

蛭田主事：蛭田と申します。よろしくお願いいたします。

司会：ここで、中野局長はこのあと別の公務がありますため、大変恐縮でございますが、ここで退席とさせていただきます。

中野局長：本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会：次に、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料だいぶ多くなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

会議の次第

出席者名簿 及び 委員名簿（両面印刷）

本日の席次表

資料 1 第 4 章 空き家等対策の具体的な施策（空き家等対策計画抜粋）

資料 2 空き家等対策計画 関連施策の実施状況

資料 3 さいたま市空き家ワンストップ相談窓口について

資料 4 岩槻リノベーションまちづくり事業について

資料 5 特定空家等の改善事例

参考資料 1 空家等対策の推進に関する特別措置法

参考資料 2 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針

参考資料 3 さいたま市空き家等の適正管理に関する条例

参考資料 4 さいたま市空き家等対策協議会条例

参考資料 5 さいたま市空き家等対策協議会運営要領

参考資料 6 住宅・土地統計調査（全国・さいたま市比較）

以上、14点の資料をお配りしております。

また、今回新しく委員に就任された方につきましては、「さいたま市空き家等対策計画」の冊子も配布させていただいております。

以上になりますが、資料の方はお揃いでしょうか。

司会：次に、会議の成立について報告させていただきます。

さいたま市空き家等対策協議会条例第6条第2項におきまして、協議会は委員及び市長の総数の過半数が出席しなければ会議を開く事ができない、と規定されております。

本日は、委員及び市長総数 17 名のうち、14名の委員の皆様にご出席いただき
おりますので、会議が成立しております事をご報告いたします

司会：続きまして次第の 3、議事に移りたいと思います。本協議会条例第 6 条第 1 項の規
定によりまして、議事の進行は、協議会の会長が議長となって進めていただくこととな
っておりますが、現在、不在となっておりますので、会長、副会長選出までの間、司会
の方で進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の（1）、会長及び副会長の選出になりますが、選出の前に、委員の
皆様に恐れ入りますが自己紹介をお願いしたいと存じます。時間の都合もございます
ので、お名前と御所属と一言簡単にお願いできればと思います。委嘱状を交付した順番
と同じく、在塚委員からお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

在塚委員：在塚でございます。埼玉大学を早めに退職しましてから 10 年以上が経ちます
が、また前回に引き続きここで一緒に考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

池田委員：埼玉建築士会さいたま北支部長の池田と申します。建築・設計の業務をしてお
ります。私も 2 回目ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤委員：伊藤と申します。NPO 法人空家・空地管理センターより本日から参加させてい
ただいております。よろしくお願いいたします。

大澤委員：大澤と申します。公益社団法人全日本不動産協会の埼玉県本部の理事をしてお
ります。我々の協会でも空き家対策について議題に上っておりますので、色々参考的な
意見も出せるかなと思っております。よろしくお願いいたします。

倉橋委員：獨協大学経済学部の倉橋透と申します。専門は都市政策と空き家問題を含めた
住宅政策でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

小池委員：小池東司と申します。公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会での最近まで
副会長を務めておりました。現在は浦和支部の常任相談役と本部での顧問ということ
で、業歴としては約 50 年、この道一筋でやってまいりましたので、多少なりとも知恵
や役に立つだろうということで今回もエントリーさせていただきました。よろしくお
願いいたします。

戸井田委員：戸井田と申します。一般社団法人埼玉県建築士事務所協会にて常任理事をやっ

ております。設計事務所を経営しております。今回から初めて参加させていただきます。よろしく願いいたします。

服部委員：服部隼和と申します。NPO 法人空き家対策協会の方で代表を務めさせてもらっております。普段は行政書士ということで活動しております、埼玉県行政書士会の空き家対策委員というところにも所属しております。今回から初めて委員ということでやらせていただきます。若輩ではありますが、よろしく願いいたします。

林辺委員：林辺と申します。よろしく願いいたします。公益財団法人日本賃貸住宅管理協会埼玉県支部の事務局長をしております。普段行っていることといたしまして、アパート、マンション並びに貸家の管理業務を行っております。よろしく願いいたします。

松永委員：さいたま市警察部の松永と申します。さいたま市と市内の警察署の連絡調整の仕事しております。よろしく願いいたします。

松本委員：松本敏雄と申します。さいたま市の自治会連合会の会長を務めております。よろしく願いいたします。

森田委員：森田太と申します。埼玉司法書士会の司法書士でございます。その他リーガルサポートという後見人に関する部署の副支部長も兼ねさせていただいております。そういったところから何かお知恵を出させていただくことが出来ればと思っております。よろしく願いいたします。

山崎委員：さいたま市社会福祉協議会の副会長兼常務理事の山崎と申します。単身高齢者の観点から空き家対策を考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

若林委員：若林祥文と申します。私はNPO 法人都市づくり NPO さいたまに所属しております。私どものNPO 法人でも空き家に関しては色々社会実験的にやっています。前回に引き続いてですけども、よろしく願いいたします。

司会：ありがとうございました。それでは会長及び副会長の選出をお願いしたいと存じます。なお、会長及び副会長の選出につきましては、本協議会条例第5条の規定により、委員のうちから互選により選出することとされております。なお、市長は委員には含まれませんので、市長以外の委員の皆様から選出いただくこととなりますが、その方法につきましては、いかがいたしましょうか。

小池委員：事務局に一任します。

司会：ただいま、事務局一任とのご提案をいただきましたが、皆様いかがでしょうか

委員：異議なし

司会：ありがとうございます。

長畑部長：それでは、事務局から提案させていただきます。本協議会の会長につきましては、前期から引き続きまして、倉橋 透委員を提案させていただきたいと思えます。倉橋委員につきましては獨協大学におきまして空き家に関する研究に携わっていらっしゃいます。

副会長につきましては、同じく前期から引き続きまして、若林 祥文委員を提案させていただきたいと思えます。若林委員は、NPO団体等でさいたま市を中心に、空き家対策も含め様々な活動を展開され、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりに取り組んでいらっしゃいます。以上でございます。

司会：事務局から、会長には倉橋委員、副会長には若林委員を提案させていただきましたが、いかがでしょうか。

委員：異議なし

司会：ありがとうございます。ただいま、異議なしとのお声をいただきましたが、倉橋委員と若林委員におかれましては、お引き受けいただけますでしょうか。

倉橋委員：了解いたしました。

若林委員：はい。

司会：ありがとうございます。それでは、会長に倉橋委員、副会長に若林委員を、それぞれ選出させていただきます。よろしく願いいたします。早速で恐れ入りますが、倉橋会長と若林副会長には、前の方の席へお移りいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、せっかくでございますので、倉橋会長と若林副会長から一言ずつ、ご挨拶を頂戴できればと思えます。まず、倉橋会長お願いします。

倉橋会長：今日は、空き家等対策協議会にご多忙のところご出席くださいますことありがとうございます。どうぞ引き続きよろしくお願い申し上げます。

今回新たに新任された方、あるいは引き続きお引き受けいただいた方、両方ございませぬけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

空き家対策、先ほど局長のごあいさつの中でもありましたけれども、ますます色々な問題が出てくるのかなと感じております。その中で特に今日ここで議論していただくこととしましては、一つは平成30年に作りました空き家等対策計画、これが確実にフォローアップされているか。計画というのは実行に移さなければ意味がありませんので、きちんと行われているのかを着実にフォローアップする。あるいは中で、計画としてはそうなんだけれども事業としてこういうものもあっていいのではないかなというような芽を模索するような、それが一つございます。それからもう一つ今日お考えいただきたいテーマとしては、次の期の空き家等対策計画に向けて、どういったものを盛り込んでいけばいいのか。そのあたりも、芽出しができればいいなといったところを考えているところがございます。と申しますのも、我が国の土地とか、家屋を巡る問題どんどん新しいものが出てまいりまして、所有者不明土地とか登記の重要性、あるいは所有権放棄といったことについても議論されている状況でございます。この協議会にも隣接する分野だと思いますので、そういったものを見ながらまたお知恵をお出しただけならと思います。どうぞ今日はよろしくお願い申し上げます。

司会：では、若林副会長よろしくお願いいたします。

若林副会長：改めてごあいさつさせていただきますけれども、若林祥文と申します。よろしくお願いいたします。私どものNPO法人でこの問題について色々情報交換したり、県内の色々な方々のお話をお聞きしておりますと、やはり時代が大きく変わってきているなと思ひまして、特に若い方々が、お金のない中で知恵を出しながら地域の閉塞感を打ち破っていく動きも市内、県内で見受けられまして、皆さんも日頃業務の中でお付き合いされているかと思ひますけれども、やりたいというのを伸ばしていくような、それによってさいたま市という、まだまだ伸び盛りといった話が先ほど局長さんからもありましたけれども、そうはいつでも足元がかなり心配するところもありますので、そういったことでいい指針、方向性が議論されたらと思ひます。そしてその一助になればと思ひしておりますので、よろしくお願いいたします。

司会：ありがとうございました。それでは、これより、倉橋会長に議事進行をお願いしたいと思います。では、倉橋会長よろしくお願いいたします。

倉橋会長：では、ここから先の議事進行をさせていただきます。

始めに、この協議会の会議は、さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱によりまして、原則として公開することとされております。事務局に確認しますが、本日の会議の傍聴希望者は来ておりますでしょうか。

事務局：本日は、傍聴希望者は来ておりません。

倉橋会長：はい、ありがとうございます。それでは議事の（２）、さいたま市空き家等対策計画の実施状況についてご議論をお願い申し上げます。

平成30年3月に策定しました「さいたま市空き家等対策計画」に基づき、市が取り組んできた内容をご報告いただきまして、今後の事業展開について、委員の皆様からご意見やアドバイスなどお伺いしたいと存じます。

それでは、事務局から説明してください。

事務局：それでは、議事3の（２）「さいたま市空き家等対策計画の実施状況について」ご説明いたします。

まず始めに本市の状況について、ご説明いたします。参考資料6をご覧ください。

こちらの資料は、総務省住宅土地統計調査の結果となりますが、最新の調査は平成30年に行われ、その結果につきましては、昨年9月30日に公表されております。本市の住宅総数は608,700戸、空き家総数は57,500戸で住宅総数に占める空き家率は9.4%となっております。賃貸用などを除いた空き家数は18,100戸でその他の住宅の空き家率は3%となっております。先程の局長にあいさつの中でありましたがその表にありますとおり、全国の数値と比較すると空き家率は、低いものとなっております。

引き続き、空き家等対策計画 関連施策の実施状況についてご説明いたします。資料2をご覧ください。「さいたま市空き家等対策計画」につきましては、平成30年3月末に策定いたしました。本市では、計画策定後、計画の内容に沿った形でいくつかの取組を進めてまいりましたので、本日は、各施策の平成30年度実績をご紹介させていただきます。また、説明につきまして、昨年と重複する部分もありますが、初めて出席される委員の方もいらっしゃると思いますので、ご了承いただければと思います。

まず始めに、資料1「第4章 空き家等対策の具体的な施策」という、A3判のカラーの資料をご覧ください。こちらは、空き家等対策計画の32・33ページを抜粋したものとなります。こちらの資料は、空き家等対策計画の施策の体系図となっておりますが、計画では、大きく4つの体系に分けておりまして、

1つ目が、まだ利用中の住宅等に対して、空き家の発生を予防する対策

2つ目が、まだ管理されている空き家に対して、引き続き、空き家の適正な管理や利活用を促す対策

3つ目が、放置されて管理不全な状態となってしまった空き家に対しては、管理不全な状態を解消する対策

4つ目が、空き家を除却した跡地についても活用を促す対策
といったように、空き家のステージごとに、状況に応じた対策を講じていくこととしております。

この体系に基づきまして、「Ⅰ－1」から「Ⅳ－3」まで合計で31の施策がこちらに記載されておりますが、本日は、平成30年度の取り組んでまいりました各施策の実績について主なものについてご紹介させていただきます。説明を省略させていただいたものについては、後ほど資料をご確認いただければと思います。

それでは、資料2「空き家等対策計画 関連施策の実施状況」というA4判のホチキス止めの資料を御覧ください。

【Ⅰ－2 財産管理や相続などに関する情報の提供】

始めに、空き家等の発生予防の体系に分類される施策になりますが、「Ⅰ－2 財産管理や相続などに関する情報の提供」に関する取組といたしまして、平成30年度はNPO法人2団体との協働事業として、令和元年度は空き家ワンストップ相談窓口実施事業者と協働で、相続や空き家問題を啓発するためのセミナーや個別相談会を開催してまいりました。

このセミナーですが、さいたま市は、今のところ、人口が増加しておりますので、建物件数に対する空き家の割合は、全国的にみると低い状況にありますが、将来的に、人口が減少に転じますと、相続の発生などをきっかけとした空き家の問題が増えてくるのが懸念されますので、より多くの方々にこのような問題を知ってもらい、個々の対策に繋がっていただくために開催したものになります。

平成30年度の実績ですが（1）の主催事業として、NPO法人空き家対策協会と8回開催いたしました。合計でセミナーには329人、個別相談会には58人の方々に参加いただきました。

また、（2）の後援事業として、NPO法人空家・空地管理センターと2回開催しまして、セミナーには129人、個別相談会には21人の方々に参加いただきました。

次に令和元年度の実績ですが、今年度は、空き家ワンストップ相談窓口実施事業者である、NPO法人空家・空地管理センター、NPO法人空き家対策協会、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会埼玉県支部と協働で、令和元年12月末までにセミナー個別相談会を4回開催いたしました。セミナーには149人、個別相談会には30人の方々に参加いただきました。表にはありませんが、先日1月25日土曜日に日本賃貸住宅管理協会埼玉支部とセミナーを開催し、32人の参加がありました。今年度はあと2月に緑区で、3月に南区で開催を予定しております。市報掲載や自治会回覧などを通じて開催の周知をして参りたいと考えております。

また、今年度はセミナーのほかに2の（2）になりますが、見沼区の民生委員の方から

ご依頼があり、出前講座を実施しております。こちらにつきましてはNPO 法人空き家対策協会様に講師をお願いし、当日は21人の参加がありました。セミナーに参加している方は、本人や親族が所有する空き家や空き家予備軍の不動産があり、その処分や活用について相談したい方が多いということが分かっております。それまでは、どこに相談すればよいかわからず、そのままになっていたという事例もありますので、このようなセミナーや相談会を引き続き開催して、個々の問題に対して相談に応じる機会を作っていくことや情報提供が必要と感じております。

また、資料の2ページの上の「今後の展開」につきましては、引き続き、このようなセミナーや個別相談会を実施し、広く市民へ空き家問題や相続問題等の普及啓発活動を続けてまいりたいと考えております。また今後は、先程の見沼区の出前講座の事例のような、地域で活動する団体、高齢者サロンや自治会等を対象とした出前講座を実施し、関心の低い市民への普及啓発活動も増やして参りたいと考えております。

【I-3 専門団体等との連携構築】

次に、「I-3 専門団体等との連携構築」に関する取組になりますが、こちらについては、空き家ワンストップ相談窓口の設置に関することとなります。詳細は、後ほど、別途ご説明いたします。

【I-10 空き家の譲渡所得の特別控除制度の周知・活用】

次に、資料とびまして4ページ、「I-10 空き家の譲渡所得の特別控除制度の周知・活用」になります。こちらは、相続した空き家を譲渡した場合に、その譲渡所得から3千万円まで特別控除する制度に関する事務を行っているもので、平成28年4月から始まった制度になります。

市では、申請者が確定申告を行う際に、提出書類の1つとなる「被相続人居住用家屋等確認書」、これは、「対象となる家屋が、空き家であったこと」を確認する書類になりますが、この確認書の交付事務を行っており、平成30年度は123件、令和元年度は、令和元年12月末現在54件の交付を行っております。なお、平成30年度の県内市町村の交付件数ですが、2位の川口市が52件、3位の川越市が31件となっており、本市の件数が非常に多くなっております。本市の空き家は、現在も不動産流通の中で動いているものが多いことが考えられます。

この制度は、相続で発生した空き家が速やかに譲渡されることで、新たな空き家の増加を抑制するといった点で、有効な制度と考えられますが、これまでは、相続が発生する直前に、被相続人が老人ホームなどの施設に入所していたようなケースは、対象外とされてきました。こちらの制度につきましては、昨年4月以降は、このような点が見直され、適用される期限も、当初予定していた平成31年12月末から4年間延長されております。この制度につきましては引き続き、周知・活用を図ってまいりたいと考えております。

【II-2 シルバー人材センターの空き家管理業務等の活用促進】

続きまして、「空き家等の適正管理及び利活用の促進」の体系に分類される施策になり

ますが、「Ⅱ－２ シルバー人材センターの空き家管理業務等の活用促進」に関する取組になります。さいたま市とシルバー人材センターは、所有者等による自主的な空き家の管理を促進するために協定を締結しておりまして、市ではシルバー人材センターが実施している、空き家の除草や樹木の伐採、見回りなどといった空き家管理業務の情報を、空き家の所有者等に提供し、適正な管理につなげて頂きたいと考えております。シルバー人材センターの作業実績は年々増加してきており、平成 30 年度は、74 件となっております。令和元年度は、令和元年 12 月末現在で、104 件となっております。空き家を管理する手段として認知されてきておりますので、更に多くの方に活用して頂けるよう周知を図ってまいります。

【Ⅱ－７ 団体や事業者等による利活用の支援】

次に、「Ⅱ－７ 団体や事業者等による利活用の支援」に関する取組になります。

こちらは、各所管課におきまして、地域の団体・事業者などが、空き家の活用も含めて活動拠点の整備などを行う際に、それぞれの事業目的に沿って財政的な支援を行う内容になりますが、平成 30 年度は、青少年育成課の方で、空き家を放課後児童クラブとして活用する団体に支援した事例が 2 件ございました。

今後、空き家の利活用を進めて行くためには、こうした事例を更に増やしていく必要がありますが、後ほどご説明いたしますワンストップ相談窓口を通じて、利活用を希望している所有者の意向を可能な限り把握し、その情報を地域の団体・事業者などに提供することで、活動拠点として活用できる空き家を簡単に検索できる仕組みがあれば、このような利活用も進んでいくと思っておりますので、利活用の仕組みの構築についても今後検討してまいりたいと考えています。

空き家等の利活用に関する取組につきまして今年度より始まりました施策について、簡単にご説明いたします。資料 4 をご覧ください。

資料にあります「岩槻リノベーションまちづくり事業」は未来都市推進部で所管し、事業を行っております。岩槻の若年層の流出や空き店舗の増加などまちの空洞化に対して、空き家や空き店舗などの遊休資産のオーナーと起業家をマッチングし、空き家や空き店舗を活用することで、にぎわいの再生・雇用創出し、まちを活性化していく事業をすすめております。

今後につきましては、こういった空き家の予防化に資する施策と本計画に位置付けております施策との連携なども考えてまいります。

【Ⅲ－２ 条例に基づく措置の実施】

資料 2 にお戻りください。続いて「管理不全な空き家等の解消」の体系に分類される施策になりますが、これまでも実施してまいりました「Ⅲ－２ 条例に基づく措置の実施」に関する取組になります。本市では、「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」を平成 25 年 1 月に施行しまして、樹木・雑草が繁茂しているなどの、管理不全な状態の空き家があった場合に、その所有者などに対して、条例に基づく指導等を行い、状態の改善

を求めています。

条例による対応の流れといたしましては、近隣の方から空き家の相談が寄せられましたら、現地の状況を調査するとともに、所有者等の調査を行い、管理不全な状態と認められる場合には、指導等を行っております。条例では、指導、勧告、命令、公表という措置が規定されておりますが、相談受付から指導までの対応は、市内に10ヵ所あります区役所のくらし応援室という部署が行っております。

条例に基づく対応状況でございますが、平成29・30年度の2年間は300件を超える相談が寄せられており令和元年度も12月末までに278件となっております。これらの事案については、順次、指導等を実施しております。

また、近年では助言で対応している件数が増えておりますが、助言は指導対象の状態まで至っていない場合に行うこととしておりますので、相談件数も増えておりますが、ある程度管理されている空き家も増えているということが言えると思います。

今後は、引き続き条例の措置を適切に行っていくとともに、ワンストップ相談窓口を活用するなどしまして、所有者へのアドバイスなども行い、解決を図ってまいりたいと思います。

【Ⅲ－3 特定空家等に対する法に基づく措置の実施】

次に、「Ⅲ－3 特定空家等に対する法に基づく措置の実施」に関する取組になりますが、空家特措法の措置の対象となる「特定空家等」につきましては、勧告を受けると、固定資産税等の住宅用地特例が適用されなくなったり、命令に違反した場合は、過料の対象となるなど、先ほどの本市条例よりも厳しい規定があり、市としましても慎重に取扱う必要がありますことから、「特定空家等対策庁内検討委員会」を組織し、「特定空家等」の判定や指導内容の検討などを行っております。

また、事前に当課と建築部局、区役所くらし応援室による合同の現地調査を行い、現地の状況がわかる詳細な資料を作成したうえで、委員会の中で検討することとしております。

これまでに21回の委員会を開催し、65件について特定空家等に該当するという判定をしておりますが、そのうち59件につきましては、建物の傾斜、一部崩壊、屋根や外壁の損傷などと言った建物自体が保安上危険となる恐れのある状態に該当している状況です。

これらの特定空家等への措置の状況が8ページにありますが、特定空家等と判定した後、順次、所有者等に対して指導等を行っておりますが、65件のうち7件に対しては勧告を行いました。また、19件については、すでに、所有者によって空き家が除却されるなど、案件が終結しています。

ここで、令和元年度に改善された4件の事例を報告いたします。資料5「特定空家等の改善事例」の資料をご覧ください。

まず、事例1になりますが、こちらは、屋根瓦の破損、外壁の剥落、草木の繁茂している状況で、建築資材の飛散等のおそれがある空き家でした。所有者に指導文を送付しても

措置していただけない状況でしたが、所有者が市内に居住していたこともあり、指導文送付後に区くらし応援室職員と当該職員で所有者と面談を行い、その後電話でお話をさせていただくなど、所有者と交渉を行っていったところ改善に至りました。

次に、事例2になりますが、こちら屋根や外壁の破損、建物の傾斜が見られ、近隣より屋根材の飛散等を心配する声が寄せられていました。所有者は、高齢で施設に入所しており、複数回、区くらし応援室の職員が直接施設を訪問し、指導文を手渡しするなど対応しても改善は見られませんでした。5回目の指導後に現地を訪問したところ写真のように改善されていました。

次に、事例3になりますが、こちらは、屋根瓦が破損、飛散し、実際に近隣の車に落下し、車が破損する被害がありました。所有者は、遠方に居住しており区くらし応援室職員が文書の送付や電話により交渉していましたが、改善が見られないため、特定空家と判定し、指導文を送付したところ改善に至りました。

次に、事例4になりますが、こちらは、全体的に建物が崩壊しており、木が繁茂し道路への越境が見られました。所有者が市内に居住していたこともあり区くらし応援室職員が所有者を訪問し、交渉をしてきましたが、改善が見られなかったため、特定空家等と判定し指導文を送付したところ、改善に至りました。

資料の方に戻っていただきまして、資料2の8ページですが、このように、特定空家等は1件1件事情が異なっておりまして、解決が図られた事案もありますが、対応を継続している事案もまだ多くあります。

今後は、先ほどの条例の対応と同じく、法の措置を適切に行っていくとともに、ワンストップ相談窓口を活用するなどいたしまして、個々の状況に応じた所有者へのアドバイスなども行い、解決を図ってまいりたいと思います。

【Ⅲ－5 財産管理人制度等の活用】

次に、「Ⅲ－5 財産管理人制度等の活用」に関する取組になりますが、まず、法務の専門知識などを要する業務についてご協力いただけるよう、埼玉司法書士会様と平成30年9月に協定を締結し、平成30年度は、実際に、相続財産管理人選任の申立てに向けた相談をさせていただいたり、相続財産管理人候補者のご推薦も頂いたところでした。

その結果、平成31年3月15日に相続人全員が相続放棄し、所有者不在となっている特定空家につきまして、さいたま家裁へ相続財産管理人選任の申立てを行いました。ただ、その後、家庭裁判所より予納金の支払い通知がきたところ、予納金が予算額を大幅に上回ったため、令和元年7月に申立てを取り下げしております。こちらの案件につきましては、引き続き司法書士会様にご相談させていただきながら、対応して参りたいと考えております。

所有者不明・不在の事案は、まだ数件ありますので、現地の危険性などの状態を踏まえた検討を行い、引き続き、このような制度を活用して解決を図って参りたいと考えております。

また、(3)になります。各所管課の対応といたしまして、平成30年度は収納対策課において1件申立てを行っております。

以上が、平成30年度に実施してまいりました、主な取組の説明になりますが、次年度以降もこの計画に沿った形で、取組を進めてまいりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

引き続き、先程の実施状況の報告のなかで、後ほどご説明させていただくことになっていた「I-3 専門団体との連携構築」のワンストップ相談窓口について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

この相談窓口は、将来的な空き家の増加抑制に向け、個々の空き家問題に対して適切な助言・提案を図ることを目的に、空き家問題に取り組む実施事業者と本市が協力し、相談に対応する体制を整備するものとなります。

次に実施事業者が取組んでおります、相談窓口事業の内容について、ご説明いたします。資料の右側のイメージ図を見ながらの方がわかりやすいと思いますので、そちらを見ながらお聞きください。

まず、図の真ん中にあります「ワンストップ相談窓口」の実施事業者は、無料の相談窓口を市内に設置します。図の左にあります、市民空き家所有者からの相続、売却、賃貸、利活用、管理等の空き家に関する相談にワンストップで対応します。実施事業者は、相談者へ助言・提案、フォローアップを行い、相談者からの依頼により必要な費用及び収入見込みについて試算し、提案を行います。

また、実施事業者は、相談者へ具体的な助言・提案を行うため、図の右にあります、専門家や協力事業者などと連携協力体制を構築することとなっております。

相談事業のほか実施事業者は、任意の事業としてセミナー・相談会、出前教室を行います。今年度は、先程の実績報告I-2でご説明いたしましたが、3事業者がセミナー等の事業を実施しております。

次に相談窓口の実施事業者ですが、資料にあります公益法人、NPO法人5団体が市内に窓口を設置しております。実施事業者は、昨年7月に公募いたしまして、提案書の提出、事業者ヒアリングを経て事業者選定し、10月1日に本市と協定を締結しております。

次に相談窓口の周知につきましては、市ホームページ、市報、報道発表、チラシの配布を行っております。市報については11月号、チラシにつきましては、各区役所、支所に配布しております。また、セミナーでの配布や特措法や条例で対応している方への指導文等への同封などを行っております。

今後につきましても、引き続き、相談窓口を幅広く周知し、空き家の所有者等に活用を促すとともに、特措法や条例で指導等している方に対しても問題解決の手段として活用するよう促してまいりたいと考えております。

また、利活用可能な空き家につきまして、市が情報を収集し、空き家の公的な利活用に向けた仕組みを検討してまいりたいと考えております。なお、ワンストップ相談窓口の相

談件数ですが、10月から12月末までの間で、現在22件となっております。

引き続き、実際に窓口を設置しておりますNPO法人空家・空地管理センターの伊藤委員より、実際の窓口運営について御説明させていただきます。

伊藤委員よろしくお願いたします。

伊藤委員：よろしくお願いたします。伊藤です。

私どもNPO法人空家・空地管理センターはですね、ちょうど今立ち上がって6年目を迎えております。一部地域を除くんですけれども、全国色んなところから年間150件以上のご相談を受けておまして、やっている業務というのは、ワンストップということで、先ほどシルバー人材さんの話もありましたけれども、ああいう管理のサービスのご提供であったり、活用のご相談であったり、あと半分は、こういう住民向けのセミナーですとか啓発活動、あとこのような取り組みを導入されたい自治体さんとの連携も進めております。さいたま市さんとは後援をいただきながら実は3年ほど前くらいからセミナーをやらせていただいたり相談会をやらせていただいたりということで、アベレージとしてはやはり年間10件、15件くらいの相談はお受けしていた状況です。

10月からワンストップ、スタートしておまして、資料3の次のページA3の、システムから抽出したのになっているんですけれども、10月から11月まででさいたま市内の空き家をお持ちの方々、あとは現在さいたま市にお住まいで市外で空き家をお持ちの方への提供もありますし、さいたま市外にお住まいでさいたま市内に空き家をお持ちの方というのが混在して色んなご相談が寄せられています。

スタート当初は、まあ10月からということで考えると別ですけども、以前は空き家をお持ちのシニアの方からの相談というのが主だったんですけども、この1年くらいは全体の傾向として「親の家を相続した」というような形のご相談が半分くらい、半々になってきているような状況です。

資料左側の、左から4行目のところに縦に「相談内容」が書いてありますけれども、これはこちらの方で相談を受け付けた時にフラグを立てているようなものです。管理が3件、利活用が3件ということで、これはまあ利活用が管理になったりですね、管理が利活用に流れたりとか色々長く相談していく中で変わることもあるんですけれども、1件1件非常に時間がかかるものになっています。非常にスピードが速いものとしては例えば火災保険。空き家の火災保険を教えて欲しいとかですね、あとはお庭の庭木の方が繁茂してしまって造園業者さんをすぐに紹介して欲しい、あと昨年ですと台風15号、19号なんかの兼ね合いですね、屋根がめくれ上がりそうとか、そのようなご相談についてはどちらかというスピーディーに対応しておまして、利活用とか管理というのは色々なご提案をしながらその方々に一番いい方法を選んでもらうということで、情報提供を継続的に進める、カウンセリングとご相談を受け付けるというのがメインになっているような状況です。

簡単にですね、相談内容ですとか進捗状況というのを、かいつまんでなんですけども記載しております。協力業者の方へご紹介するものもございますし、まだまだサポート中ということでやりとりをしているものがございます。

やはり実際に展開していくにあたってですね、私どもがいくら旗振りをしたり、チラシを打ったりというよりも、やはり自治体、さいたま市さんの方での広報誌ですとかホームページなんかでの告知というのが非常に重要な部分になってくると考えていまして、継続的な相談窓口、住宅の相談窓口がさいたま市にはあるよということを継続的に情報発信して浸透させていくことが重要なのではないかなと考えております。以上です。

事務局：伊藤委員ありがとうございました。

説明は以上となります。ワンストップ相談窓口につきまして、まだ始まったばかりの事業でございます。より良い制度としていくために、委員の皆様から参考となるご提案など頂ければ幸いです。

どうぞ、よろしく願いいたします。

倉橋会長：ただいま、事務局及び伊藤委員からご説明いただきました。この内容につきまして委員の皆様からご質問や今後の事業展開に向けて御意見やアドバイスなどがございましたら、お願いいたします。どなたからでも結構でございます。

倉橋会長：すみません、私から1点ほどお尋ねしたいのですが、今ワンストップ相談窓口についてご説明いただきました。これの表をみると、居住地がさいたま市ではない人がかなりいるということが分かりまして、そうすると例えば市報でお知らせを掲載しても多分届かないであろうし、チラシも届かないだろうと。わざわざその方がホームページを見ない限りは分かりませんよね。一方で家屋ということで、固定資産税を払っているのであれば、固定資産税の納税通知書が必ず行っているはずですので、例えばそのチラシを固定資産税の納税通知書に同封するとか、そういったことも考えられるかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局：現時点では確かに市外の方ですと、区役所に相談があって、指導ですとか状況を知らせる必要がある場合に手紙を送るようなときにはチラシを入れたりですとか周知はしているのですが、ホームページとかの全体的な周知以外できていないというところがございますので、納税通知に記載なりというのは大変効果的だと思いますので、担当部署と調整を図って、なんとか一言でも入れてもらえないかというところをつめていきたいと思っております。

倉橋会長：他の方いかがでしょうか。

小池委員：資料2のところ、NPO 法人の皆さんがセミナーをおやりになっていますよね、これ見ると。セミナーの内容、どんなことを一般の人に伝えていきたいのか、告知は市報だけなのか、費用は誰が払っているのか、それについて教えていただけますか。セミナーを開催するにあたって。

事務局：セミナーの内容につきましては、主に相続と空き家対策という内容で行っております。費用につきましては、さいたま市と団体さんの方で共催という形をとっております。基本的に、講師の方の派遣ですとか、資料とか、あと会場費用とかについては実施団体の方で負担しております。さいたま市の方では会場の確保ですとか、あと市報の掲載ですとか広報活動を中心に行っております。

小池委員：我々の業界でやる場合は、今言った方法で後援をしていただければということになりますね。

事務局：そうですね。宅建業協会さんもワンストップ相談窓口の実施事業者ということで、任意という形ではあるんですけども、セミナー等市と共催で開催していただければ我々も一緒に主体となってやるような形をとらせていただきます。一部ワンストップ事業者向けの助成金みたいなものもございまして、半分程度は出せるということもございまして、それは年度当初に計画を立てて、申請をしていただければそういった支援もできます。

森田委員：今の関連してなんですけど、埼玉司法書士会で出前相談会というのを県内の市町村に向けてやってる段階なんです。ですから、さいたま市さんもそれを活用されると、講師料とかはもちろんこちら持ちですし、場所については集会所とか公民館とかそういう箱をご用意いただけるような、まあその場合は自治会さんのご協力をいただいたりとかして開催してますので、ぜひ活用していただければと思っております。私も元その委員でしたので、相続についての出前講座をやっております。空き家対策に関しては相続人不明の土地問題についての調査を公共嘱託登記司法書士協会が受託してやっておりますので、色々とその面で相談業務でもお手伝いできるんじゃないかなと思っております。よろしく願いいたします。

事務局：関連しまして、県の方でも「おしかけ講座」というような形で、司法書士会さんと行政書士会さんと一緒にやっていただけてまして、県の方が主体となっていているんですが、申し込みの窓口は市の方で受けているというところもございまして、市の方でもそういった県の制度も活用しながら市民の方に色々啓発していくというところも

考えていきたいと思えます。

あと今までセミナー、市報に載せていくというのが中心でしたけども、だんだんそういうのを見て来ていただける方というのはすでにかなり来ていただいているというところがあると思うんですが、以前計画を作るときにやっぱりお年寄りの方とかだと、ちょっと遠いところだとなかなか出ていけないですとか、そういったところもあると思えますので、出前教室的なところも今後、まあ公民館レベルじゃないですけども、そういったなるべく地域地域に出向いて行ってですね、今まで関心がなかったような方にも知っていただくといったような取組みもこういった事業者の方と一緒にやっていけたらというところも今考えております。

在塚委員：資料2の5ページの、「団体や事業者等による利活用の支援」という項目がありますが、こういう事が進むことが期待されるわけです。この成立した2事例について、どういう条件が整って成立したかとかその発端について伺いたい。空き家を持っている方からの発案かこの児童クラブの方で進めたのか。こういうことが上手くいくような、ここから学ぶことがあるとしたら何かということを知りたいのですが。

事務局：具体的にこの2件がどうやって成立したかはお聞きしてはいたのですが、おそらく今共働きの方も増えてきて、小学生だけでも放課後児童クラブに預けたいって方も増えてまいりまして、やっぱり1つの小学校で今まで1個だったけれども2個にしなくちゃいけないとか、増設増設というようなところもございますので、そうなるやっぱりどこか空き物件を探さなきゃいけないというところで、やっぱりこういう放課後児童クラブをやっている団体の方が近隣の空き物件を探して見つけるというようなのが現状だと思います。

ただ、今後色々と考えていかなければいけないのが、放課後児童クラブもそうですし、先ほどちょっとご紹介した岩槻のリノベーションまちづくりの事例、これは岩槻に限定した話ではあるんですけども、元々は岩槻のまちづくりをメインとして、ただまあ空き家ですとか空き店舗活用という側面もあるという意味では空き家対策の一環でもあると我々は考えています。こういった放課後児童クラブの空き物件の利用なんかも、こういった利活用をこれからしやすくしていく仕組みづくりというのをできればやっていきたいというふうに思っています。それで、今まで市の方としては所有者の方がどういう意向を持っているかというような情報がなかなか無かったんですね。それで今回ワンストップ相談窓口というものを立ち上げさせていただきまして、そこでおそらく相談者の方からそういったどういう意向を持っているかという情報が集まってくるのではないかと。そういった情報もできれば市の方で吸い上げさせていただいて、公益的な利活用をしたいという方とマッチングするような仕組みを今後ですね、次のステップとしてやっていければなというようなことを考えております。

在塚委員：統計上の空き家の中には空き店舗も含まれている？

事務局：統計上難しいんですけども、空き店舗でも1階空き店舗で2階に住んでいると多分これ空き家じゃないんですね。空き店舗で上も住んでないとか、丸々使用してない状況だと空き家というカウントになると思います。空き店舗というだけだと、店舗として使用していないと空き店舗という扱いになる場合もありますので、そこはちょっとイコールではない。

在塚委員：空き店舗が活用されるというのは街の活性化にすごく重要ですけど、一方専用住宅でも地域で必要なみんなのためのスペースとして住宅が活用されていくといいなと思いました。そしてセミナーの時などに相続だけではなく、住まいを活用することについての何かモチベーションを高めるとか、持っている方が空き家のまま持っているよりも街に役立つような形でその空き家を活かすことに対しての何かこう、意欲を高めていただくような内容も加えていただくのがいいんじゃないかなと思いました。

倉橋会長：それに関連してなんですけども、空き家を活用する場合に耐震の問題が重要になってきて、市が関わったようなもので耐震に欠陥があるものを誰か使っててということになると問題がありますから、そこにちゃんと色々支援があることも併せてセミナーの時などに言うのがいいのかなと思うのと、あとは例えば住宅地ですね、第一種低層だったりすると、果たしてそこに人が多く集まるというようなことになると、用途地域上大丈夫なのかとかいう問題がでてくるかもしれませんので、そのあたりもご検討いただくといいかなと思っております。

在塚委員：実際、例えば世田谷区の「地域共生のいえ」という制度や「空き家活用プロジェクト」では、希望があって調べるとやっぱりちょっと建築基準法違反があったりして、なかなか成立しないところがあるんですね。それから今おっしゃったような耐震補強が必要とか。多面的で柔軟な運用も必要な面がありますよね。

池田委員：1点いいですか、今空き家の地域別の、例えば都市計画法上の用途地域ですね、商業地域であったり第一種低層住居専用地域というような、そういった部分での、過去の事例も含めて、統計上のものっていうのは何か資料としてはあるんですけど。

事務局：用途地域別というのは無いですね。

池田委員：そうですか。先日日経新聞でしたかね、載ってましたけれども、建築基準法の改

正に伴って、先ほどのお話の中で用途地域、特に第一種・二種の低層であったりとか、非常に用途上の縛りが今かかっていますので、そういったものを住宅地において、まあ高齢者が多くなってきたことによる利便性ということを考えて上での建物の用途の見直し、規制を緩和していこうという、そういう方向があるという内容が出ていましたけども、そうなってくると、ある程度そういった規制がかかっている、特に一低層とか住居地域に関わる部分だとは思いますが、今までできなかったようなある一定の括りはあると思うんですけども、そういったものが緩和されていく方向にあるわけですから、そういったものをある程度、相談来られた方、あるいは我々も含めてなんですけども、専門的な部分での活用の助言ということで、そういったことをある程度周知していくということも必要なのかなと。そうすると方向性が、まあ特にワンストップじゃないですけどもこれから空き家になろうと思われる、あるいは空き家として実際それを活用しようとしている人達に対しては少し方法が開いていくのかなというふうに思っていますので、できればそれにはそういった特に地域的な部分で、まあ本当の住居地域ですよ、長らく活用が難しい部分に関しては、特にそういった部分の資料的な整理というのも今後必要になってくるんじゃないかなと、私思っているんですけども。そんな点もちょっとお考えいただいでですね、ご相談の部分で来たデータの整理の仕方としては、それがどういう地域で発生していることなのかということも併せてですね、資料の中で整理していただくと活用方法として出てくるのかなと思うんですけども。

事務局：実態調査をまずやらないとなかなかそこまで出てこないというところで、実態調査につきましても以前から予算面であったりですとか、実態調査を一時点でやれたとしても継続的にやれるかどうかとかもありまして、そうすると、本来一度やって色んな属性をつけて色んな括りで統計が取れば一番データとして活用できるんですが、その辺も含めて次回の計画改定までにそういったところもできるかどうかも含めてちょっと検討する必要があるというふうには考えております。

池田委員：まずは相談に来られてる方、そこら辺の統計上の整理ということからされるのがいいかとは思いますが。そうするとある程度傾向的なものも見えてくると思いますし、実際そういう実績がこれだけ件数が積みあがってきてるので、今回そういう項目を例えばアンケート形式じゃないですけども、どういう地域にお住まいですかというような状況の中でしていただくと、そういうのもちょっと見えてくる。一律に調べるとするのは確かに難しい話だと思うんですけども、費用もかかりますし。ですからそういった形の中での切り口というかやり方としてはそんなものもちょっと出てくるのかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

倉橋会長：よろしいですか。では林辺委員お願いいたします。

林辺委員：日本賃貸住宅管理協会の林辺と申します。お手元の資料の2番に空き家等の発生予防ということでセミナー、私どもも先日12月と1月にセミナーを実施させていただいて、2の令和元年実施状況の一番下にある日本賃貸住宅管理協会埼玉県支部というのが私どもなんですが、見て分かる通りですね、今回初めて市報ですとか、あと町内会の回覧板ですか、こちらの方で告知させていただいて、見沼区の方で、見沼区のコミュニティセンターで行ったのですが、11名。で、個別相談が2名というような状況で、先日は1月の25日土曜日ですね、この日に高鼻、大宮区の高鼻コミュニティセンター、氷川神社の参道のすぐ隣のところなんですけれども、こちらの方で行いまして、参加者が32名、個別相談がお恥ずかしながら0名ということで、今非常に模索しながらはやっているのですが、すでに実績を出されているNPO法人空家・空地管理センターさんですとか、NPO法人空き家対策協会さんというところの成功事例というのをできたら共有していただけるような場があると、これから7団体の相談窓口があるとお聞きしていて、色んな団体さんがこの後、後続的にセミナーを行っていくかと思うんですけれども、やり方ですとか、告知の仕方ですとか、受付の仕方ですとか、やってる時の会話ですとか、講演ですとか、何かに違いがあるんでこれだけ差がでてくるのかなというふうに非常に感じているところが。あと告知方法ですね、こういうところにも差が出てくるのかなというふうに思っていて、ぜひそう言った場をご提供いただけると、非常に今後いいのかなと。やった感想から正直申し上げさせていただくと、他人事というか、興味はあるけれども今現時点ですごく困っているという方がいらしているわけではなくて、この2回やった感想です、ただ将来相続とかの時のために予防としてやっている、聞いておきたいなという方が来られているという感覚がこの2回で非常にあるんですね。その中でこれだけの個別相談ですとか、それだけの方がいらっしゃるというのはどういうふうにやられているのかなというのが非常に興味があるのと、やり方がきっと違うんだろう、そういったところが非常にあるものですから、お聞かせいただければ。

倉橋会長：ありがとうございます。それでは伊藤委員、周知の仕方、来ていただく方への事前の周知の仕方というのはどういうふうにやっておられるか簡単に。

伊藤委員：そうですね、実は地域別、まあ全国色々なところでやっておりますけども、特に個別に変えてるかというに変えていなくて、ある程度パッケージ化にはなっていると思います。で、セミナーは後援ですとか共催をいただいた場合は一緒に連携しながら市報に載せていただいたり、あと回覧板につけていただいたり、掲示板なんかもお力を借りて、こちらで人を工面して、回覧板とかだと貼って2週間後にまた剥がさなきゃいけないみたいなところもあるので、そういうところまでやったこともあります。できるところはやってたりしますね。あとは置いていただけたらいいところであれば民生委員さんですとか、包括

センターさんにもチラシ置いていただいたり貼っていただいたりとか。あとあまりこう、やってはいるんですが効果が出てないのが、高齢者施設さんなんかへの営業ですね、チラシを貼っていただくための、ということをやっていたりしてます。

で、セミナーの内容というのは、空き家にしないためというところと、あと空き家にしてしまうとこんなことが起きますよとか、あとは先ほど相続の問題とかもありましたけども、非常に今、この1年非常に空家特措法の問題ですとか、例えば相続でも民事信託・家族信託というのが一般の方々から質問が急に上がるようになったので、だいぶ浸透してきた。こちらもだいぶ勉強しないと追いつかないなというところなんですけども。そういうことが個別相談、セミナーの後の質問なんかで寄せられるようになってきましたので今後そういうところを少しくきちんにご説明したり、資料を準備して持って帰っていただくようにした方がいいのかなというところでは、近々ですけれども私ども今までうちの代表の方が空き家の問題、空き家の法律の問題、空き家にしとくとこんなことが起きると、あともう一つは空き家の事例ですね、先ほどのこのような事例ですね。このような事例はこんなふうに解決しましたみたいなものをいくつか交えて、そういうものを自分に置き換えてもらって話を聞いてもらって持って帰ってもらうと。それからセミナーに来ている方は今実際に空き家で悩んでいる方というのは本当にまだまだ数%で、これから将来とかですね親の家どうしよう、自分の家どうしようっていうところでのどこに相談したらいいのか、どんなことが自分に起きるのかという情報集めの段階だと思いますので、そういう意味では色んな材料を持ち帰ってもらえるようなセミナーをしたいねということでは準備しています。

で、受付はセミナーも個別相談会も私ども NPO の方で事前に全部予約制にしています。ご連絡先なんかもお聞きして、個別相談会はもう、なんというんですかね、個別相談会をやるといっても、例えばさいたま市でやるといってもどこに住んでいるか分からないのにいきなり個別相談会来られて、例えばですけどいくらで売れるのかとかいくらで貸せるのかなんて言われてもすぐに回答できないので、そういうご希望の場合は、少しもうちょっと詳しくお聞きしたりとかして、なるべく個別相談で相対した時に材料をお出しできるような状況で準備したりもしています。あとはそうですね、NPO っていうのが多少こう、心理的なハードルを下げているところはあるのかなと。あとは本当にこう、今数字出てますけれども、天気とか季節によってガラッと変わります。寒かったり雨だったりすると半分くらいになってしまったりだとか。なので1年に2回から3回、継続的にやっぱりやって、いつもやってるという形。自分の身に降りかかった時にあそこに行けばやってるよねという状況がうまくこう、色んな団体でいつもいつもこういうことが行われている状態が作れるのがいいのかなと思います。

倉橋会長：服部委員いかがでしょう。

服部委員：はい。空き家対策協会の服部と申します。

うちの協会の方は、どちらかというのですね、相続というのを全面に出して人を集めている、そんなところがあります。内容も半分くらいは相続なんですけれども、それ以外のところが半分くらいといったところでしょうか。そんな形でやらせていただいております、告知の仕方は全く同じ、市報、それから回覧、それくらいです。それ以上のことはあんまりやっていないかなというところです。

まあセミナーの方はですね、予約制をとってませんので、自由に来てくださいというスタンスでやらせてもらってまして、ただ個別相談に関してはやっぱり時間を組まなくちゃいけませんから、完全予約制ということでやっています。昨年まではですね、セミナーをやって、セミナーの会場で個別相談の予約を受け付けますというようなスタンスが中心だったんですけれども、今年はですね、チラシの中でセミナーはこの日、個別相談はこの日という形で、個別相談は予約制ですよというふうにしたところですね、セミナーには行かないけど個別相談にはという方が結構いらっしゃいましたね。個別相談予約して来る方はだいたいセミナーには来ないという形で、かえってセミナーの参加者数は減っちゃったかなという気もしておりますが、ただまあ市民の方に見れば一般的な話はいから個別に相談したいというような需要はあったのかなという気はしております。

個別相談の内容というか中身に関してですが、やはり半分くらいは相続、さいたま市のこれに限らずですね、他の市町村でもやってるんですけども、半分くらいは相続、半分くらいは空き家の問題というところが多くてですね、半分ある空き家のうち、残念ながら今さいたま市内の空き家の話って2、3割しかない。ほとんどが地方。県外、市外がほとんどですね、相続で空き家を取得してどうにもならないという話があるのは。ごく何件か、私の記憶と印象の範囲内ですけどもこの19人個別相談がありまして、その中で多分実際にさいたま市内の空き家なんだっていう相談件数は2、3件だったと思います。おそらくそういう方は我々のところではなくて空家・空地管理センターさんですか、そういう適切なところに行ってらっしゃるのかなと思っていますところでもあります。なので大半の方は先ほどもおっしゃられた通り将来の自分の相続、自分の家が空き家になるということに対して備えでちょっと聞いとこうかなという方がほとんどという感じです。

倉橋会長：ありがとうございました。林辺委員よろしいでしょうか。

林辺委員：はい。

倉橋会長：それでは松本委員、お願いいたします。

松本委員：実はさいたま市の自治会連合会では宅建業協会さんと協定を結んでおりまして、自治会加入促進の協定なんです、そういうことで、自分たちの自治会というのは実態が

どうなのかっていう部分で、特に一戸建てについては100%を目指して自治会に入ってもらおうじゃないかという、まずは調査をかけようということで、調査をやっている中でほしい10%くらいは一戸建てでも入っておられないということがございまして。まあ集合住宅やアパートだとかそういう部分については結構入っていない方が多いということですね。今そういう中で調査中ございまして、結構やっぱり空いてるところもありますよっていう話も出てくるんですね、空き家になってる。その部分をどうしたらいいのかってのはやはり今高齢化社会で、民生委員さんに大変お骨折りいただいているんですが、一人暮らしの方、高齢者世帯、非常に多くなっていることは事実なんですね。高齢者の皆さん、やっぱり状況が刻々と変化しちゃうって、もう分らなくなってしまうということと、あと「どうしたんだろう」ということで他に民生委員さんとかも気にしたりして、ちょっと連絡、例えば救急車で搬送されましたよと言われても、消防の方に連絡すると個人情報だから教えられませんという感じなんですね、どこに搬送されたか。だからそれはないだろうと消防あるいは保健福祉局長に言って、民生委員さんというのは民生委員法ということで法律で守秘義務っていうのが課せられてるんですよ。そういうところを行政がきちんと手当をしていかないと、民生委員さんの本来の仕事っていうのが、一生懸命やろうとしてるんだけど、そういう壁にあたっちゃうということで、そういうことはしないよってということで担当の課長同士で話をつめて、多分これについては改善されると思います。だからそういうことで民生委員さんの情報っていうのは、ある意味では自分たちの自治会は民生委員さんの負担がどんどんどんどん増えてるんですよ。で、その部分でこれからいくと民生委員さんやり手がなくなっちゃう。そういうこともあって、負担軽減を自治会として勉強しながらやっていこうじゃないかということで、年に2回から3回くらい、民生委員さんと一人暮らしの方については一堂に会して情報交換をしながらやってはいるんですね。そういう中では様々な状況が出てます。施設に結局入ってしまった、あとは子どものところ、子どもが引き取るからっていつて空き家になっちゃったとか、また結局そういう意味では状況がなくなってしまうって、その後においては状況が分からないとか、様々な現象というのが本当に刻々と変化しちゃうものですから、私もやっぱり情報はある程度的確にとっていくには、民生委員さんの負担は大変かもしれないけど、民生委員協議会と自治会と連携をとる中で、もう少し有効な手段を作っていってほしいんじゃないかなというふうに私は思ってます。

で、これからさいたま市、いくら若い若いと言われててもこれからどんどんますます高齢化になることは間違いないんですね。それで先ほどちょっとお話いただいた、空き家の部分の活用の関係について、学校周辺だったら確かに結局放課後児童クラブっていう部分でわりとすぐ対応できる部分はあるかと思うけど、学校から離れちゃうとちょっとそういう部分が無くなっちゃうので、やっぱり行政の方でアドバイスをするなり何かしていかないといけないかなという、そういう部分っていうのが現象として、地域で様々なやっぱりこれから多くなることは間違いないですから、いくらかでも前に進めるためにはそう

いうところの協力いただけるところについては行政から要請をしながらどういうふうにしたらいくらかでも可能な部分を手当てできるのかということをやっているのかなというふうに思っております。結構、私大宮区なんですけど、大宮区の古くから住んでいる人というのはやっぱり高齢者世帯だったり一人だったりっていう方が多くなっているということは事実なんです。ただ、土地も高いということだから活用の仕方はあるんですけど、ただ状況的にはそういう状況が現状ではありますよということであえて報告をさせていただきたいというところです。以上です。

倉橋会長：ありがとうございました。松本委員に私からお尋ねしますが、高齢の方は単身の方が多いんですか、それともご夫婦という方が多いんですか。

松本委員：結構女性の方が多い、一人暮らしで。

倉橋会長：高齢の女性の一人暮らしの方。

松本委員：ええ。男性もいることはいるんですけどね。あとはやっぱり高齢者世帯。

身近にこう、子どもたちとか親戚があればいいんですが、なかなかそういうのばかりではないものですから。

倉橋会長：そうすると、本当に悪くするとですけど孤独死してて誰も気付かないとか。

松本委員：それは結構多いです。だんだん増えてるんですよ、残念ながら。結構ね、周りに気を遣ってはいるんですよ。それであつてもやっぱりちょっとおかしいからっていきなり入っていけないものだから、警察にまずは連絡して、警察官が行った中でじゃあ結局どこへ連絡したらいいんですかっていう、それからのあれになるんですが。そういう状況はやっぱり去年もいますね。だんだんやっぱり増えてきていることは間違いない。具合悪くてっていう部分ではなくて、いきなり亡くなってしまふ。結構元気に普段グラウンドゴルフとかやってた人もやっぱり年齢がある程度になっちゃうとそういうこともありますね。

倉橋会長：ありがとうございました。そのあたり山崎委員にお伺いしますけれど、福祉の観点からそういった高齢者の、将来的に空き家の予防のところになるわけですけども、そのあたりのところは福祉の方からどういう切り口がありますでしょうか。

山崎委員：前回のこの計画策定の時に、強く私は予防の部分をもう少しきちんとしないと、空き家が出て来てからそれを活用・工夫する、それは大切なことですけども、考えてい

ただける団体とかそういう方がたくさんいらっしゃるんですけど、予防するところは、行政の役割がかなり重要だと思います。それで今お話がありましたので、社会福祉協議会というのは今さいたま市内に地区社会福祉協議会というのが51あるんですね。51地区社協というのは、大きいところ小さいところありますけども、それぞれに地域福祉コーディネーターというのを一人社協の方から職員を置いて活動していただいているんですけども、その置き場自体がなかなか場所が無いということで、社協としても家賃補助はしてるんですけども、田舎の方というか離れたところだと家賃それくらいではいれるところもあるんですけども、都会の地区社協がなかなかその高いアパート、4万だか4万5千だか補助出してても持ち出しを自分たちですて入っているところがあるので。昨年、こちらとはこの計画作ってから相談はしてるんですけども、街中の空き家が出てきたときに、地域の地区社協活動に拠点としてみんなが何かあったら集まれるような場所に使えないかということ相談してはいたんですけども、なかなかその先ほど池田委員からもお話あったようにデータベースですね、その地域にどんな空き家があるかっていうのを集約がなかなかできないということがネックで、まあモデル地区でもいいからどこかやらないかという話をずいぶんしてたんですけども、やはりお金もかかるし、始めるからには全体を広げていくことを構想してからじゃないと手は付けられないんでしょうけども。まずそういう状況を把握して、地域で活用できるところを見つけて行って、活用して、それを実績として周りにPRしていく。全国的にはあるんですけども、先ほどお話ありましたように空き店舗などを活用している事例はあるんですけども、なかなか店舗ってあちこちにあるわけじゃないですから、その地域地域に、地域でお住まいになった方がその地域に還元するようなことができてくると一つ地域福祉という意味でもいい事例ができるんじゃないかと思って相談はしてたんですけども。まずそこら辺がこれから広げられたら一番いいなという気はしております。

それからもう一点、先ほど色々なセミナーの周知の方法なんですけども、私の立場から。先ほど松本委員さんからもお話ありましたように、民生委員さん、社会福祉協議会には色々民生委員さんお力添えいただいているわけなんですけども、民生委員さんというのは年に1回高齢者の訪問調査をするわけですね。必ず行ってご意見を聞いたり状況を確認するんです。そういう時にですね、おひとり住まいの方、今後どうするんですかっていう時に、こういうものがありますよっていう周知ができれば、本当に必要だと思っているけど、どうしていいかわからないような御年寄もいらっしゃると思うんでピンポイントに。民生委員さんの判断になるかとは思いますが、そういう情報を差し上げられたらいいのかなと思うんですね。まあ今やってるかどうか分からないんですけども、この今回の実績見ますとちょっと不満なんですけど、福祉部門があまりにも少ない。ですから、先ほど色々なところでセミナー等やっていただけてますけども、そういうところを民生委員協議会を通じて、その民生委員さんの判断でいいと思うんですけども、全員ということはないと思うんですけども、この人にはこういうの必要だな、こういう情報必要だなと思うところに

は流すというような仕組みを作っというてあげれば本当に必要な人が聞いてみようと、もしくは本人が行けない場合には民生委員さんが代わりに聞いてきてお伝えをしてあげるとか、そういうこともできるかと思うので、せっかくないい事業していただいていますから、周知にあたっては、福祉部門はね、民生委員・児童委員、活用するってことは福祉部には考えてもらいたい。要求と要望になりますけども、ぜひ使っていただければと思いました。

倉橋会長：事務局から今のご発言について何かございますか。

事務局：民生委員の方々はやはり高齢者宅を訪問して、情報提供をやるという意味では一番身近な存在ですし、一番こちらとしても活用させていただけるところがあればしたいというふうに考えております。福祉部門の方とそこは相談させていただいて、実際見沼区の民生委員の方から出前でやって欲しいというようなお声もありまして、聞きに来られてる民生委員の方自身が問題抱えてる場合と、やはり民生委員活動の中でこういった情報を使いたいという2パターンがあったというふうには聞いておりますので、また今後そういった連携を検討していきたいところです。

倉橋会長：データベース、調査というのが再度出たわけですけども、聞くところでは空家・空地管理センターの方で以前杉並区のそういった調査に携わられたようなことがあるように記憶しているのですけれど、いかがでしょうか。

伊藤委員：そうですね、現状でも、ちょっと今途絶えている部分があるんですが、目視の方では空き家調査というのは地域的にやったりはしてます。ただそうですね、私ども仕組みで、空き家を写真を撮ってデータベース化するみたいな仕組みは作って持っていますけども、やはり人海戦術になってしまうので自治体の方でも先進的なところは先に、ブルーマップなんかを使ったり謄本取り寄せたり自分で目視で歩いたり水道局と止栓のデータをやり取りしたりとかあらゆる多分手を使って調べてはいるんですけども、やっぱり登記データですと、相続登記をちゃんとしてない、放置されちゃってるというのが結構実はあって行きつかないとかですね、能動的に動くというよりは、結局は迷惑空き家直前になって周辺の方からのクレームがあって、弁護士さん・行政書士さん、司法書士さんの力を借りて追いかけていく、親族を捉まえていくみたいなやり方を進めているところが多いですね。

倉橋会長：ありがとうございました。他の委員の方からはいかがでしょうか。

大澤委員：よろしいでしょうか。我々の協会、不動産をやっています、年に1回全国無料相談会というものをやって、県内では15ヵ所で、各市町村さんのフロアを借りてやった

んですが、まあそれは空き家ということではなくて相談会ということなんですが、だいたい1ヵ所あたり10名くらいのご相談があるんですが、空き家に対してはほとんど0に近いと。そういうことなので我々の協会としては切り口として管理ということで、各委員が営業としてやっているんですが、それもあまり報告はないと。そういうことなので私の方でとりあえず地域限定なんですけども、空き家であろうという所有者のところへ出向いて、一応チェックしていたんですよ。というのは、だいたい今はこう空き家に対しては受け身的に相談会を開いたりといったものでしたから、まあ実際に空き家が点在してますんで、実際それをチェックしてみますと、例えば33件間違いなく空き家だろうというところで、所有者が不明というようなのが一応4件、これは調べ方としては登記上のとあとは近隣の方に確認しても所在不明。ということは多分相続か何かで問題があるのか、さもないと入院されちゃってるのか、それはちょっと不明です。それからあとはまあこの辺りは借地が多いので、借地の問題で地権者と揉めているということで現状そのままになっているというのが2件。で、この先についてはやはり弁護士さんに相談されて、現状では話し合いを進めていると。あと2件は不動産屋さんに相談して、もう販売をかけてます、という状況です。ですからあとの方は使い道がないからそのままにしておくとか、相続人がいるのでその人がどう使うか分からないので現状のままだということで、あとの方はそんなに切羽詰まった状況ではないということなので、まあそういう管理についてのトークをしてもあとの方はそんなに興味を見せない状況なんですね。ですからまあ相談をこういうワンストップのうえ相談に来られる方もこれだけいるってことなんですから、まあその辺、地域的に切り口を変えていかないとダメなのかなと感じております。

ですからおしゃったように予防的にというところは、ちょっと我々の協会ではあまりできないので、空き家になった状態でどう所有者を確認できて、色んな提案ができるかなというのが今必要だと思います。

それで登記法上で、我々の協会も登記をずっとしていない人に対して何かその登記を強制じゃないけどもする方法はないのかなというところで、まあ色々弁護士さんとか司法書士さんとかあとは拠点都市政治家の方達と打合せ、議論しているところなんですけど、そういうものが分かればある程度不動産業として提案なりができていけるのかなというふうには思っています。

倉橋会長：ありがとうございました。戸井田委員いかがでしょうか。

戸井田委員：今不動産の方のお話があって、建築士会さんも多分同じような感じだと思うんですが、建築士事務所協会の方でも、相談窓口というのは一応あるんですね。ただ空き家に対する相談というのはまったく0に近いような状態なんです。で、やっぱり予防という話が先ほど出ましたけども、いわゆるリノベーションといいますか、空き家になったものの使い道ということに関してのアドバイスとか、協力業者的な相談事みたいなことに対

しては話ができていくのかなと思うんですが、現在事務所協会で相談窓口を作っているものに関しては、不動産の関係もありますけど、インスペクション、機能住宅のそういった状況調査ですとか、あるいは先ほど耐震の話ができましたけども、やっぱり気にしているのが耐震ということに対して非常に興味を持っている方が多いので、その辺の相談が一番多いです。さいたま市の方でも耐震診断やってると思うんですけども、その辺の絡みもあって色々と事務所協会と一緒にやらせてもらってはいるんですが、まあ調査士会さんもそうだと思うんですけども、そういうようなことは多いんですが、やっぱり出てからの後回し、後からの、そういうものに関してのリノベーション的なアドバイスのことに回っているのは事実。

今後としましてはやっぱり大きな目標というのはなかなか出しても難しいものがあるので、それぞれ個々をまちまちに色んな条件があって出てくるかと思うんですが、一つ一つをそういった形で相談して行って、あるいはセミナーみたいなものにも一緒にできて、一つ一つの条件の中でリノベーションの相談を一つ一つこなしていけるようなことがお手伝いとして出来ればなどは今皆さんの考える話を聞いて、そう思ってます。

倉橋会長：それでは松永委員いかがでしょうか。

松永委員：警察の役割といたしまして、先ほど松本委員さんからお話のあった安否確認、これにつきましてはしっかり連携していきたいと思っておりますし、また前日も申し上げたのですが、この対策事業に関しまして暴行なり脅迫なり不法行為を行う者がいた場合は関係者の方や地元警察と連携いたしまして厳正に対応していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

倉橋会長：ありがとうございました。若林委員いかがでしょう。

若林副会長：分譲住宅、いわゆるマンションのほうですね、これについてはどうなんですかね。この数字は、参考資料6の中には含まれてるんですかね。

事務局：住宅土地統計調査の中の空き家総数の中に、集合住宅は部屋が空いてますと一戸というカウントで含まれていると聞いてます。

若林副会長：含まれてるんですね。じゃあさいたま市で何戸っていうのはどうなんですか。問題はあまり聞いていませんか。

事務局：さいたま市で集合住宅そのもので空き家問題が顕著化してるっていうのはまだ伺ってないです。

若林副会長：まだ聞いてませんか。分かりました。多分一番管理組合とかね、不払いとかそういう管理料の問題というのが一番あるかなと思うので、そういう相談がまだ窓口には行ってないってことですかね。

事務局：そうですね。今住宅政策課の方で管理組合の支援ですとか、そういった業務を行っておりますので、そちらの方にはそういった相談があるかもしれませんが、空き家対策という観点でそういったご相談が来るっていうのは、まあ仮に昔のアパート的なものが出ていうのは区の方に何件かあるかもしれませんが、今あるようなマンションとしてそういった問題っていうのはまだ伺ってないです。

倉橋会長：去年の夏にマンション学会の方や川口のマンションの NPO の方と関わる機会があって、その時に色々お話等も伺ったんですけども、川口ですと昔鋳物工場がたくさんありましたけども、もうみんなマンションになっちゃってると。それで特に古いマンション、それも結構駅から離れたようなマンションというのは、マンションの建物が古いと居住者もお年寄りが非常に多くなってしまっていると。先ほどの話とまったく同じなんですけども、やはりおばあさんの一人暮らしはすごく多いと。しかも認知症の方の割合が結構増えてきているということで、例えば火の不始末が心配であると。共同住宅ですから、1件火が付いたらもちろん広がりますよね。それから自分が出したゴミの中に重要なものを捨ててしまったんじゃないかというんで、下のゴミ集積所まで行ってどれが自分の捨てたゴミか分からないので手あたり次第持ってきちゃうと。それを部屋の中に放置してしまうと。そうすると当然生ゴミもたくさんありますからゴキブリが湧いて周りの家にざわざわざと伝播するというような問題があるように聞いておりますね。また駅から遠いところだと、今度はさらに空き家になってく。そんな話がすでに川口では起こっているというような話は聞いておりますね。いずれはそういった問題は空き家として対応しなければならないのではないかなというふうに思います。

他にご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。それではただ今委員の皆様からいただきましたご意見などを参考にされまして、引き続き取り組みを進めていただければと思います。委員の皆様におかれましては引き続きそれぞれのお立場でご協力をお願い申し上げます。

議事は以上となりますので、会議の進行を司会にお返しいたします。

司会：倉橋会長、若林副会長、並びに委員の皆様、大変ありがとうございました。

では、続きまして次第の4、その他といたしまして、事務局から何点かご報告いたします。

事務局：私の方から2点ほどご連絡をさせていただきます。まず1点目、本日の会議の議事録の作成についてですが、参考資料5として配布しております本協議会の運営要領の第2条に規定がございますが、議事録、会議録につきましては、「会議の会議録は議事のすべてを記載した全文筆記とする。また、会議の会議録は会長の承認を得て確定する」ということで規定をさせていただきます。本日の会議につきましても、まず事務局の方で全文筆記による議事録を作成いたしまして、委員の皆様全員に一度メール等でお送りしてご覧いただきたいと思っております。皆様から修正の意見などをいただきまして、修正を加えました上で最終的には倉橋会長に確認をいただき、確定の後、市のホームページ等で公表をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目でございますが、本日お越しいただきました際に、最初に委員報酬振込依頼書、それから個人番号申告書をすでにお出しいただいたところですが、まだお出しいただいていない委員の方につきましては、この会議終了後にお出しいただきたいと思っております。なお、第1期を務められました委員の方で、振込先等変更がない方は、書類の提出は不要でございます。

連絡は以上となります。

司会：それでは以上をもちまして、令和元年度 第1回さいたま市空き家等対策協議会を終了させていただきます。本日は、まことにありがとうございました。